

## えひめ孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム参画・退会規約

### (目的)

第1条 この規約は、えひめ孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）設置要綱第4条及び第5条の規定に基づき、プラットフォームへの参画及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (参画基準及び手続き)

第2条 プラットフォームへの参画を希望する団体等は、愛媛県が作成したLoGoフォームにより申込みを行うものとする。

- 2 前項の参画手続きに対しては、愛媛県において参画の可否を決定し、これを申込者に通知する。なお、決定に際し必要な場合は、申込者の了解のもと行政機関等に照会を行うこととする。
- 3 前項の参画の可否の決定に当たっては、主に以下の点を確認する。
  - (1) 愛媛県内において、孤独・孤立対策に関連する活動を現に行っている、又は、今後行おうとしている団体等であること。
  - (2) 孤独・孤立問題に関心を有する団体等であること。
  - (3) 暴力団等反社会的勢力と関係がなく、公序良俗に反する行為や法令違反がないこと。
  - (4) 支援活動が宗教的又は政治的活動を目的とするものでないこと。
- 4 参画できる団体等は、行政、企業、民間団体、その他関係機関等とし、個人での参画は認めない。

### (名簿及び参画団体に関する情報の取扱い)

第3条 参画団体は、構成団体名簿に登録する。

- 2 前条のLoGoフォームにより申込みを行った事項に変更があった場合は、当該参画団体は、遅滞なくLoGoフォームにより愛媛県に届け出なければならない。
- 3 構成団体名簿に登録された参画団体に関する情報について、原則、団体名、団体属性、対象分野、支援内容、活動範囲（市町名）、団体ホームページURLを「えひめ孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に係る愛媛県が運営するウェブページで公開する。

### (退会事由及び手続き)

第4条 参画団体は、愛媛県が作成したLoGoフォームにより退会の届け出を行い、任意に退会することができる。この場合は、構成団体名簿の登録を抹消する。

- 2 プラットフォーム設置要綱第5条の定めにより、プラットフォームから除名された場合、前項に準じて構成団体名簿の登録を抹消する。

### (再参画)

第5条 前条の規定により参画団体の資格を喪失した団体等が再参画を希望する場合には、

その理由を記した説明書（任意様式）を愛媛県に提出するとともに、改めて第2条に定める参画手続きを求めることとする。また、除名により参画団体の資格を喪失した団体等は、資格喪失後3年間は、再参画を認めないこととする。

- 2 前項の再参画申込みに対しては、愛媛県において再参画の可否を決定し、これを申込者に通知する。

#### 附 則

この規約は、令和7年10月1日から施行する。